

令和 5 年度「研修事業」の基本的な考え方

- 令和 5 年度に実施する事業の基本的な考え方を下記項目に基づいて、担当委員が整理する。
- 芽室町議会の理念である「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を大前提として、それぞれの項目にふさわしい内容を整理する。
- 申し送り事項の要素としても意識し、次の担当委員が理解・認識できるように整理する。
- PDMシートで自己評価することを想定して具体的に記載する。
- 議長の諮問に係る答申内容（議会・議会改革諮問会議）を踏まえて記載する。

1 事業の根拠（条例・規則・規程、連携協定等を箇条書で記載する）

- (1) 芽室町議会基本条例第 6 条
- (2) 芽室町議会議員研修要綱第 4 条

2 事業の目標

- (1) 議員の政策形成および立案能力等の向上を図る。（条例第 6 条）
- (2) 議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。（要綱第 4 条）

3 これまでの成果・経過と課題（R 4 事業の総括と連動させて記載する）

- (1) 町の重要政策をテーマにした議員間討議の実践（「物価高騰対策」をテーマに全議員によるグループワークの実施）
- (2) 北大連携協定事業（HOP S）による研究成果の議会活動への反映（外部評価の試行・実践）
- (3) 議員のニーズ調査（アンケート）に基づく研修テーマの設定
- (4) 町の政策課題の解決に向けた知識の会得（新嵐山・プール等の運営）
- (5) 政務活動費の検討
 - ・ 議長諮問事項に対する答申書（R4. 9. 5）を踏まえた検討
 - ・ 検討完了は令和 6 年度末

4 令和 5 年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）

- (1) 議員間討議の研修継続（講師：早稲田大学マニフェスト研究会）
- (2) 議会基本条例の趣旨の研修実施（講師：議会サポーター）
- (3) 官民協働による公共施設経営の知識会得（講師：議会サポーター）
- (4) 政務活動費の研究・研修（講師：議会サポーター）